

団内で共有をお願いします

坂教生第404号

令和6年7月31日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 林 晃司 (公印略)

坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

熱中症事故の防止について

日頃は、児童のスポーツ活動を通じた健全育成にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今夏も35度を超える猛暑日になることが予想され、すでに福井県内でも熱中症警戒アラートが発令されています。

つきましては、スポーツ少年団の活動の際に、下記にご留意いただき、あらためて熱中症事故防止の徹底を図るようお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

- (1) 熱中症警戒アラート(※1)や暑さ指数「以下、WBGTという」(※2)等を活用し、団員をはじめ活動に係わる指導者や保護者の命や健康を守る。

※1 熱中症警戒アラートとは…

環境省と気象庁が熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険を呼び掛け、熱中症予防対策を促すための情報です。WBGTが33以上と予測された場合に、通例では対象日前日の午後5時または当日午前5時に発表されます。

※2 暑さ指数(WBGT)とは…

①温度、②周辺の熱環境、③気温を取り入れた指標で、熱中症計測器で計測することができます。数値が28以上ですべての生活活動において危険性が高いとされています。

- (2) 単位スポーツ少年団が団員と指導者、保護者を熱中症から守る具体的な対策を講じる。

2. 具体的な対策

熱中症警戒アラートが発令された場合は、屋内外問わず活動を行わないで下さい。

ただし、活動場所のWBGTを測定し、活動内容を工夫し活動可能と判断した場合は、熱中症事故防止対策を講じた上での活動とすること。(裏面表及び※3参照)。

熱中症計測器がない場合は、熱中症警戒アラートにてご判断下さい(熱中症計測器は各団でご用意下さい。また、学校体育施設、社会体育施設にも計測器は設置していません)。

大会等については主催者の判断に従う。

(裏面あり)

WBGT	措置
33を超えるとき (熱中症警戒アラート 発令中)	運動は中止(空調設備のない場所での活動は中止)
31を超えるとき	運動は原則中止(空調設備のない場所での活動は中止) ※ただし、大会を控えている場合等については、※3に記載の対策を十分に講じた上での活動を行うこと。
28を超えるとき	激しい運動は控える(※3)

※3 WBGT 31以下時の活動上の具体的な対策

- 日傘、帽子、冷感タオル等の使用を推奨する。
- 水分・塩分等の補給として、スポーツドリンク等の持参を推奨する。
- 状況によっては、活動時間を変更する。早朝、夕方の時間帯に活動する。
- WBGTのみ判断基準とせず、団員それぞれの体調に応じた活動を行う。
- 適宜換気を行うなど適切な温度管理を行う。
- こまめに水分を補給し、適宜休憩を入れる。
- 活動前後の健康観察をきめ細かく行い、団員の異常が見られた場合はすぐに活動を中止し、応急処置を行うなど、適切な措置を講じる。

【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課 担当：中屋・田嶋
 電話 50-3162 メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp
 坂井市スポーツ協会 担当：黒川・林
 電話 68-0123(直通) メール sss@s-taikyo.jp